

「大阪府高等学校就職問題検討会議」開催要綱

（目的）

第1条 「文部科学・厚生労働省連携協議会」において、「高卒者の職業生活の移行に関する研究会」による報告を踏まえ、「高卒者の職業生活への移行が一層円滑なものとなるよう両省で連携して具体的な取組みを進めていく。」旨の合意がなされたことに伴い、地域の状況を踏まえた就職の仕組みや就職支援についての検討の場として、「都道府県高等学校就職問題検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催することが盛り込まれていることから、大阪府域の高等学校卒業予定者の就職活動に係る現状・あり方について検討・協議を行なうことを目的として開催する。

（検討内容）

第2条 次の内容について検討・協議を行う。

- 1 採用選考開始期日等全国统一して実施すべき事項の説明・確認
- 2 地域の実情を踏まえた新規高等学校卒業生の募集・推薦のあり方についての申し合わせ又は確認事項等
- 3 新規高等学校卒業生に係る円滑な労働力需給調整を図るための方策及び当該方策の実施に係る関係者の連携協力事項

（運営）

第3条

- 1 検討会議は別表で掲げる者で構成し、座長は大阪労働局職業安定部職業安定課長をもって充てる。
- 2 検討会議は、座長が招集し主宰する。
- 3 検討会議の事務局は大阪労働局職業安定部職業安定課及び大阪府教育庁教育振興室高等学校課が担当する。

（委任）

第4条 この要領に定めるもののほか、検討協議の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月17日から施行する。

平成17年5月26日改正

平成29年1月10日改正

令和4年5月18日改正

令和6年12月9日改正

大阪府高等学校就職問題検討会議

高等学校関係
大阪府高等学校進路指導研究会
大阪私立高等学校進路指導研究会
都市立高等学校長会

経済団体
公益社団法人関西経済連合会
大阪商工会議所
大阪府中小企業団体中央会
一般社団法人大阪府雇用開発協会

大阪府(雇用対策主管部局)
大阪府商工労働部

大阪府(学校主管部局)・教育委員会
大阪府教育庁
堺市教育委員会

労働局
大阪労働局職業安定部職業安定課